

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0630002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 15 年 7 月 1 日（火）

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	備考
HBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査	550 点 微生物学的検査 (145 点)	「D023」 微生物核酸 同定・定量検 査の「6」 に準じる	ア 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」に準じて算定できる。 イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。 ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査(ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。)は、算定できない。

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	備考
血清中抗デスマogleイン1抗体	310点 免疫学的検査 (140点)	「D014」 自己抗体検査の「15」 に準じる	ア 血清中抗デスマogleイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D014」自己抗体検査の「15」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」（下記参照）により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスマogleイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
血清中抗デスマogleイン3抗体	310点 免疫学的検査 (140点)	「D014」 自己抗体検査の「15」 に準じる	ア 血清中抗デスマogleイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断及び経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D014」自己抗体検査の「15」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」（下記参照）により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスマogleイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考)

天疱瘡の診断基準

(1) 臨床的診断項目

- 皮膚に多発する、破れやすい弛緩性水疱
- 水疱に続発する進行性、難治性のびらんないし鱗屑痂皮性局面
- 口腔粘膜を含む可視粘膜部の非感染性水疱・びらんないしアフタ性病変
- Nikolsky 現象陽性

(2) 病理組織学的診断項目

- 表皮細胞間橋の離開（棘融解 acantholysis）による表皮内水疱

(3) 免疫組織学的診断項目

- 病変部ないしは外見上正常な皮膚・粘膜部の細胞膜（間）部に IgG（ときに補体）の沈着がみとめられる。
- 流血中より抗表皮細胞膜（間）抗体（天疱瘡抗体）(IgG クラス) を同定する。

[判定及び診断]

- (1) 項目のうち少なくとも1項目と(2)項目を満たし、かつ(3)項目のうち少なくとも1項目を満たす症例を天疱瘡とする。
- (1)項目のうち2項目以上を満たし、(3)項目の 、 を満たす症例を天疱瘡と診断する。

出典：厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」（1990年）